

令和 4 年

第 8 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会
令和4年8月25日(木)

教育委員会会議録

1 招集日時
令和4年8月25日(木) 10時 0分

2 招集場所
5階 第2委員会室

3 出席委員

教育長職務代理者	水谷	知子
委員	村上	信哉
委員	桃坂	克己
委員	吉兼	法子

4 出席職員等

- 長尾教育長
- 辛嶋教育部長
- 吉本教育総務課長
- 三田井指導室長
- 川中学校管理課長
- 木村防災食育センター長
- 森生涯学習課長
- 小川文化課長
- 門司スポーツ振興課長
- 井上教育政策係長

5 議題及び議事の概要

別紙

6 閉会 12時 5分

教 育 長

指 名 委 員

令和4年8月25日

開議 10時00分

○教育政策係長 井上尚史君

それでは、ただいまから令和4年第8回の定例教育委員会を開催したいと思います。

開会前に資料の追加がございましたので、御説明をさせていただきます。お手元に配付させていただいているんですけど、今回、報告第26号が2件追加となりましたので、次第を1枚差し替えております。議案第26号の令和5年度実施計画事業で、事前にお送りした資料に1枚不足がありましたので、A4横の紙を1枚お配りしています。

そして報告第19号の令和4年度行橋市教育委員会外部評価委員会の報告についてというところで、事前にお送りしていました資料の12ページで、下線部分の差し替えがございましたので、この資料を1枚お配りしております。

そして、先ほど御説明した報告第26号 新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の指針の変更についてということで、A4左上にホチキス止めをしている資料をお配りしております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、長尾教育長、お願いいたします。

1. 開会

○教育長 長尾明美君

定足数に達しておりますので、令和4年第8回定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

○教育長 長尾明美君

それでは、前回の会議録の承認を議題といたします。この件について、何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、承認いただいたものといたします。なお、今回会議録の署名委員は、会議規則第17条の規定によりまして、桃坂委員を指名します。どうぞよろしく願いいたします。

3. 教育長事務報告

○教育長 長尾明美君

続きまして、教育長事務報告についてです。7月14日から8月24日までの事務について記載いたしました資料を事前にお配りさせていただいております。内容等について御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、事務報告を終わらせていただきます。

4. 議事

(5) 議案第28号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

では、早速でございますが、本日の議事に入ります。

今回の教育委員会では、議案6件、報告8件、その他1件について、御審議いただきますが、案件の多くが議会上程事案に深くかわる内容でしたり予算編成にかかわる内容になっております。そのため、議案第28号 人事案件について、報告第19号 令和4年度行橋市教育委員会外部評価委員会の報告について、そして報告第20号 人事案件についての一部、報告第21号 行橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について、この4件を除いては非公開で審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、以上4件を除きました議案第24号から27号、議案第29号、報告第20号の一部、報告第22号から26号、その他については、非公開ということでさせていただきますと思います。非公開ですので、その他事項が終了した後に審議したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず議案第28号 人事案件について、まず教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、教育総務課から御説明をさせていただきます。資料は57ページになります。

教育総務課に所属しております職員から育児休業の申請がなされました。申請されました休業期間は、令和4年9月9日から令和5年7月13日までとなっております、今回育児休業を承認する旨の発令を行うものでございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

続きまして、防災食育センター、お願いいたします。

○防災食育センター長 木村君彦君

58ページになります。8月25日から会計年度任用職員の学校給食補助員として1名を職種変更し、3名を新規代替えの給食補助員として採用すること。また8月31日をもって学校給食調理員1名が退職することについて、提案いたします。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、採決いたします。

議案第28号について、承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、御異議がありませんので、承認することといたします。

5. 報告事項

(1) 報告第19号 令和4年度行橋市教育委員会外部評価委員会の報告について

○教育長 長尾明美君

次に、報告事項に入ります。

報告第19号 令和4年度行橋市教育委員会外部評価委員会の報告について、教育総務課から御説明をお願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、教育総務課から御説明をさせていただきます。別添の資料になります、評価報告書を御覧ください。

こちらは、6月30日の教育委員会で御承認をいただきました行橋市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る自己評価に対しまして、その後、8月4日に開催いたしました外部評価委員会においていただきました意見や指摘等をまとめたものでございます。今回、外部評価委員会から報告がありましたので、その内容を御説明させていただきます。

8月4日の外部評価委員会では、6月30日の教育委員会会議と同様に、この資料の10ページ以降の重点施策ごとに担当課から説明を行いまして、意見や指摘などがあつた場合に、教育委員会会議での説明の際には空欄としておりました(4)外部評価委員意見の欄に赤字で記載をさせていただいております。また空欄のままの重点施策につきましては、外部評価委員の意見が教育委員会の自己評価と同様であり、点検・評価が妥当であるとの意見を示させていただいておりますので、ここでの説明は、赤字で記載のある重点施策のみとさせていただきます。

資料の10ページをお願いします。まず、重点施策1-1；保・幼・小の連携強化についてでございます。ここではKGIである「研修参加者のうち満足した人の割合」をアンケートによって測定をしている、という説明をさせていただいたところ、委員からは、「アンケートの項目として、どういったことを聞いて、どのような回答状況だったのか、また何人くらいが回答しているのかといった情報が記載されていると、より分かりやすい」との御意見をいただきました。

次に、11ページをお願いします。重点施策2-1；特別な支援が必要な子どもに対する支援の強化についてでございますが、ここにつきましても、「就学前相談会参加者のうち不安を解消した人の割合」をKGIに設定していることに対しまして、委員から、

「不安が解消されましたか」というアンケートの設問では、参加者が、不安が元々あるという前提になっている、「不安はそんなになかったけれども、相談会に参加したことでよかった」というような感想もあったかもしれない。不安が解消されることは、もちろんいいことなんだけれども、「相談会自体に満足したかどうか」というような指標でもよかったのではないか。

また、実際のアンケートの項目の内容、回答状況、相談会への参加状況などの情報があると、より評価をしやすい。相談会の参加者が少ない場合や、参加した方だけのアンケートの場合、当然参加する方は、この相談会に対する意識が高いということなので、どうしても数値が高くなってしまう可能性がある、との御意見をいただいております。

次に、15ページをお願いします。

○教育長 長尾明美君

ちょっとその前にいいですか。今の説明は、差し替えの資料のほうでよろしいですね。

○教育総務課長 吉本康一君

はい、差し替えの資料で説明をさせていただきました。

次に、15ページになります。重点施策3-3；小中学校におけるICT教育の推進についてでございます。ここではKGIであります「ICTを活用した授業が楽しいと感じている児童生徒の割合」につきまして、委員からは、子どもたちはICTを活用しているだけで、もう楽しいと感じられるかもしれないために、ICTを活用した授業によって、子どもたちのどこを伸ばしたいのかという視点に立って、例えば「子どもたちのICTの活用スキル」であったり、「ICTが学習の役に立つと感じる子どもの割合」のような指標のほうがKGIとしては適切ではないのか。また「タブレット端末の家庭への持ち帰りが行われているけれども、タブレット端末の操作が苦手な保護者もいるために、そのような家庭や保護者の実態を把握して、保護者に対する操作研修やアドバイス等、支援していく取り組みなども必要ではないか」との御意見をいただいております。

次に、27ページをお願いします。重点施策11-1；青少年の健全育成についてですが、こちらは、教育委員の皆さんからも御指摘があったと思いますが、KGIとして、「行橋市内の刑法犯少年の検挙補導数」を設定しておりますけれども、これが検挙補導数をあげていくとの誤解を招くのではないかという意見があったために、教育委員会としては、誤解を招かないために補導数を減少させていくことを目指す、という注釈を入れたわけですが、外部評価委員からは、同様の趣旨の御指摘がございまして、「補導数を減少させていくという目標があるのであれば、「前年度比何パーセント減少」などの方が指標の設定としては適切ではないか」などの御意見をいただいております。

次に、37ページをお願いします。重点施策15-3；美術館運営事業についてでございますが、KGIとしまして、「美術館来館者数」を設定していることに対しまして、

委員のほうから、「本来は運営面での様々な取り組みを改善していったら、結果としてより多くの人に来館していただくという視点でKGI・KPIを設定すべきである。現状の設定では、ある目標を設定してこれを達成するために何を何回実施したとか、何を何パーセント達成したとか、何人の集客が達成されたなど、そういったものがKPIとなっていて、結果として何がしかのKGIの達成につながっていく」といった、「KGIとKPIの連動性が弱く感じる」というような御意見をいただいております。

最後に48ページをお願いします。全体を通じての意見としていただいた内容をまとめています。評価対象となります重点施策の項目を以前よりもさらに系統化して、また精緻化している点につきましては、大変評価をしていただいたところでございます。しかし、進捗管理のためのPDCAサイクルを回していくことを考えて設定をした、今回のKGI・KPIについては、「評価対象年度の目標値だけではなくて、次年度以降の目標値を併せて掲載することによって、重点施策を今後どのように進めていくのか、先を見通すことができ、より分かりやすくなるのではないかと考える」といった御意見であったり、「KPIの達成状況の評価については、指標の達成状況で示される客観的評価だけではなく、「こういった点を努力して、ここまでできた」また、「こういった点は努力したんだけどコロナ禍の影響によって何々できなかった」そういった内容面の質的評価を文章で補ったほうが、より分かりやすいのではないと思う」といった御意見であったり、「今回から外部評価の実施方法が大きく見直された中で、施策を評価するうえで、そもそも設定されたKGI・KPIそのものが妥当であるのか、KGI・KPIの精査は課題であると考えられるために、今後とも引き続き教育委員会の中で協議をしていっていただきたい」というような御意見をいただいております。

今回、外部評価委員会におきまして様々な御意見をいただきました。この御意見を踏まえまして、このKGI・KPIの妥当性なども検討していかなければいけないと思っております。今年度からスタートしております第2期の教育振興基本計画、ここに掲げた各施策を進めていくために、重点取組の進捗管理の徹底を図っていききたいと、事務局としても考えております。

また、今回の外部評価の意見などを記載いたしました、この点検及び評価報告書については、この会議後にホームページ上に公表するとともに、議会のほうにも提出させていただこうと考えております。

以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが。何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

吉兼委員、お願いします。

○委員 吉兼法子君

今、吉本課長からとても分かりやすく説明をいただいたので、その通りだと思います。外部評価委員の方には、とても適切な評価をしていただいたと思っています。私たちとしましては、今後はK P I・K G Iの連動性、妥当性、それともう一つは内容面の質的評価については、文章できっちりと説明していくということをしかりしていきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

その他にはよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

(2) 報告第20号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

では、次の案件にまいります。

報告第20号の人事案件についてでございます。3点ある中で2点目の休職については、後ほど非公開で説明を受けることといたします。

1点目と3点目の御説明を、まず教育総務課からお願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

まず、教育総務課から1点目の御説明をさせていただきます。資料は64ページになります。

まず、教育委員会事務局の人事異動につきまして、令和4年8月1日付の人事異動に伴います内示が7月28日に出されました。内容につきましては、このページの左側に記載しています、1名が教育委員会から市長事務部局に出向となっております。以上です。

○教育長 長尾明美君

続きまして、防災食育センター、お願いいたします。

○防災食育センター長 木村君彦君

65ページの防災食育センターの人事案件でございます。7月31日で会計年度任用職員と学校給食調理員1名と、7月21日で学校給食補助員1名が退職いたしましたので、報告いたします。報告は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

(3) 報告第21号 行橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

○教育長 長尾明美君

では、報告第21号の行橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定についての御説明を、教育総務課からお願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明をさせていただきます。資料は67ページをお願いします。

行橋市教育委員会事務決裁規程では、第8条の規定の中で、決裁者が不在である場合において、代決をすることができる者について定めているところですが、昨今の新型コロナウイルス感染症のまん延と、その他想定できない事態において、決裁権者や代決できる者が不在となった場合に、業務の停滞を防止するために、今回の事務決裁規程に所要の改正を加えようとするものでございます。

69ページから71ページに新旧対照表を添付しておりますが、具体的には、新たに第11条として決裁の特例措置、第12条といたしまして特例措置において要する措置、この2条を追加して、元々第8条に規定する代決することができる者が不在である場合、または第9条の規定により代決が禁止されている事項を処理する際に、決裁権者が不在である場合において、緊急やむを得ないときには、決裁権者の上司の決裁を得なければならないことといたします。

具体的な例を申しますと、例えば課長の専決事項、即ち課長が決裁をすれば意思決定できる事項に対しまして、例えば、教育総務課長が不在の場合に、代決できる者としては、教育政策係長が代決できる者になるんですけれども、係長も不在である場合、この事務処理を急がなければならないような場合に、決裁権者である教育総務課長の上司、即ち教育部長の決裁を得れば、その事務決裁が成立することができるようにするものでございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、御質問等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

では、その他ですが、何かございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

次に、次回開催日について、御説明をお願いします。

○教育政策係長 井上尚史君

次の9月の教育委員会の開催につきましては、9月29日木曜日の15時からで、御都合はいかがででしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

では、次回定例教育委員会会議の日程は、9月29日木曜日15時からで、よろしくお願いたします。

○教育政策係長 井上尚史君

会場につきましては、本日と同じ第2委員会室で予定をしております。

○教育長 長尾明美君

場所は同じということで、よろしくお願いたします。

それでは、ここからは非公開で審議を進めてまいります。

(10時29分)

閉会 12時05分